



東京都における
コリンズの活用について

東京都財務局建築保全部
技術管理課 仲澤

本日の内容

- 東京都の組織について
- 契約事務について
- 適正化の推進について
- システムに関する要望について

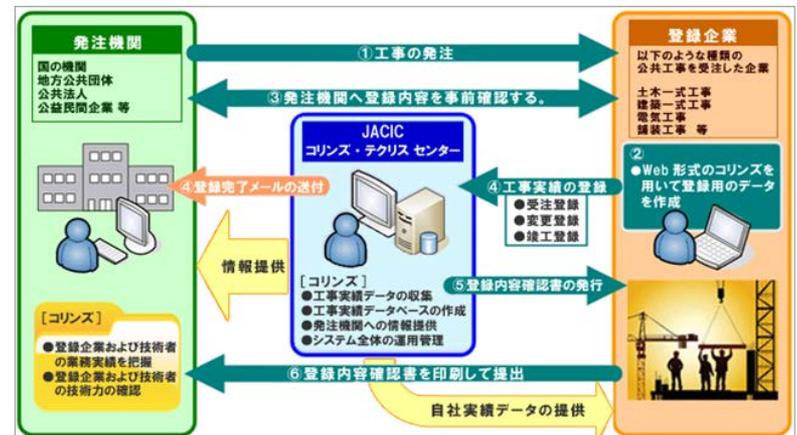
コリンズとは

コリンズ（CORINS）とは、「Construction Records Information System（工事実績情報システム）」の略称

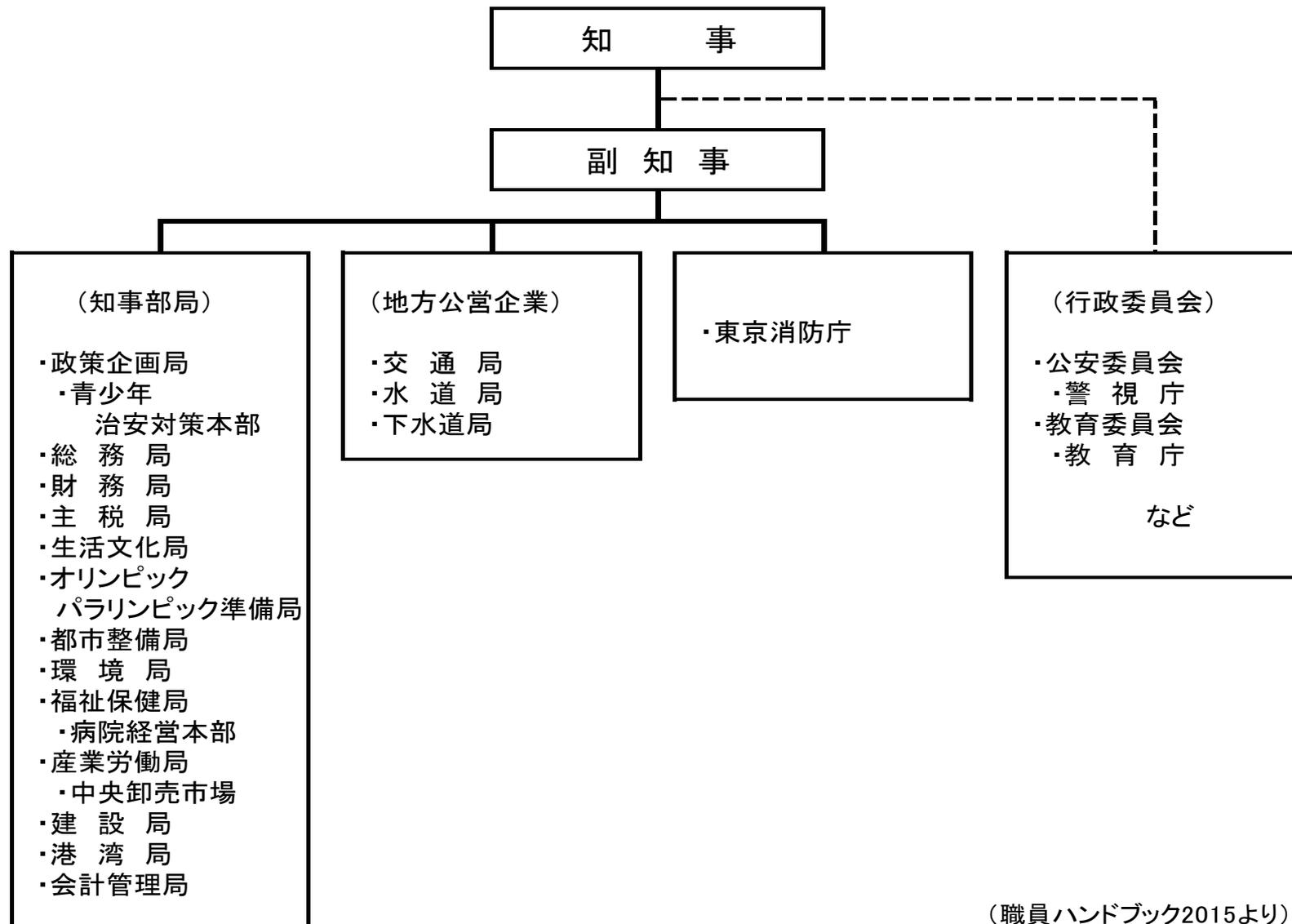
- 平成5年12月21日の中央建設業審議会において、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられた。
- この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価しうる工事実績情報のデータベース整備の必要性が述べられた。



平成6年3月スタート



東京都の機構図



(職員ハンドブック2015より)

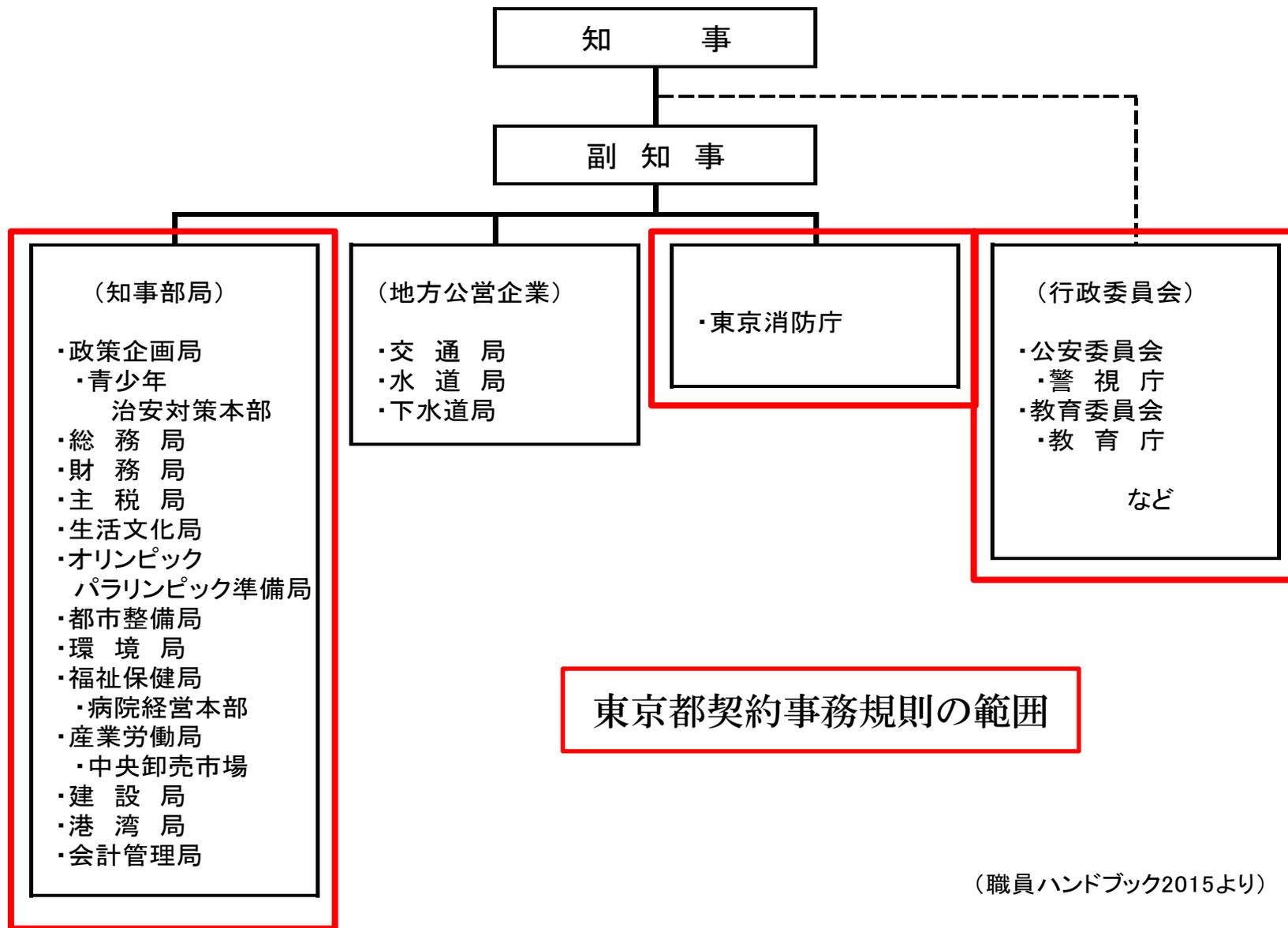
都における契約事務について

- 東京都においては、
「東京都契約事務規則」
「東京都下水道局契約事務規程」
などの規則類により、売買、賃借、請負その他の契約
に関する事務が定められている

財務局、都市整備局、建設局などの公営企業を除く組織については「東京都契約事務規則」により、財務局長が、契約事務を総括

また、公営企業である交通局、水道局、下水道局は、各局の契約事務規程などによる

東京都の機構図



(職員ハンドブック2015より)

契約事務の委任について

(東京都契約事務規則の場合)

当該局の長（財務局長除く）に委任する範囲の例

- 1 予定価格が建築工事にあつては、3億5千万円未満、土木工事並びに船舶の製造及び修繕にあつては2億5千万円未満の請負契約
 - 2 予定価格が4千万円未満の電気工事、管工事その他の設備工事の請負契約
 - 3 予定価格が2千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約
 - 4 予定価格が千万円未満の請負契約、委託契約及び労働者派遣契約
 - 5 予定価格が3千万円未満の物品の買入れ及び印刷物の制作に関する契約
- など

東京都契約事務の委任等に関する規則より

契約事務の委任について

(東京都契約事務規則の場合)

各局の当該所の長に委任する範囲の例

局名	名称等	主な委任する事務の範囲
都市整備局	東京都市街地整備事務所 住宅建設事務所	<ul style="list-style-type: none">○ 3億5千万円未満の建築工事及び2億5千万円未満の土木工事の請負契約○ 4千万円未満の設備工事の請負契約○ 1千万円未満の委託契約及び労働者派遣契約○ 都営住宅に係る工事の監理業務の委託並びに2千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約 など
環境局	東京都多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none">○ 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に係る工事のうち、3億5千万円未満の建築工事及び2億5千万円未満の土木工事の請負契約○ 4千万円未満の自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に係る設備工事の請負契約○ 1千万円未満の自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に係る委託契約○ 2千万円未満の地質調査、測量、設計、及び工事の監理業務の委託事業
産業労働局	東京都森林事務所 東京都農業振興事務所	<ul style="list-style-type: none">○ 2億5千万円未満の土木工事の請負契約(知事が指定するものを除く)
建設局	建設事務所 東京都江東治水事務所 東京都土木技術・人材育成センター 公園緑地事務所	<ul style="list-style-type: none">○ 3億5千万円未満の建築工事及び2億5千万円未満の土木工事の請負契約○ 4千万円未満の設備工事の請負契約○ 1千万円未満の委託契約及び労働者派遣契約○ 2千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約 など
港湾局	東京都東京港管理事務所 東京都東京港建設事務所	<ul style="list-style-type: none">○ 3億5千万円未満の建築工事及び2億5千万円未満の土木工事の請負契約○ 4千万円未満の設備工事の請負契約○ 1千万円未満の委託契約及び労働者派遣契約○ 2千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約 など

東京都における工事契約について

(開札件数)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全体	5,571	5,492	5,461	5,604
建築	544	560	612	639
土木	2,905	2,865	2,918	3,107
設備	2,122	2,067	1,931	1,858

予定価格が250万円を超える競争入札案件(公営企業局含む)の実績
(東京都電子調達システムより)

都における適正化の推進

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

(平成12年11月27日公布)

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

(平成13年3月9日閣議決定)



平成13年8月「東京都工事施行適正化推進要領」策定
平成22年4月より「同要綱」へ

(目的)

第1 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日最終改正。以下「適正化指針」という。）に基づき、東京都が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

都における適正化の推進

(配置予定技術者の確認)

◎入札前の確認

- 契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者が工事希望申込日において、申込者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを、書類等により確認を行う。
- 契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者について、発注者支援データベース・システム（DBシステム）の活用により、その者について当該工事の監理技術者等として専任できることを確認する。
- 契約担当者は、工事受注者を任意に指名する場合も、指名前にDBシステムを活用し、当該業者が専任の監理技術者等を配置できるかどうかについて確認する。

都における適正化の推進

(配置予定技術者の確認)

◎入札後及び契約締結前の確認

- ・契約担当者は、開札後、落札予定者とされた者の積算内訳書の内容確認に併せて、調書に記載された配置予定技術者に変更がないかを確認する。また、再度、配置予定技術者が当該工事の監理技術者等として専任できることをDBシステムの活用により確認する。

東京都工事施行適正化推進要綱より

都における適正化の推進

(監理技術者等の確認)

- 監督員は、受注者から（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、事前に内容を確認した上で、監理技術者等の工事实績情報システム（コリンズ）へ、休日を除き、契約後10日以内に登録するよう指示する。
- 監督員は、各工事の契約書の定めにより、受注者から提出される「現場代理人及び主任技術者等通知書」において、現場代理人は常駐できることを、監理技術者等については、工事一件の請負金額が、2,500万円（建築一式工事は、5,000万円）以上の工事の場合は専任できることを確認する。
- 配置技術者等を交代した場合、工期を変更した場合及び請負金額が500万円をまたいで変更になった場合には、監督員は、受注者からセンター発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、事前に変更内容を確認した上で、コリンズへの、変更があった日から休日を除き10日以内に登録するよう指示する。変更登録後は、その内容を確認する。

都におけるコリンズの活用

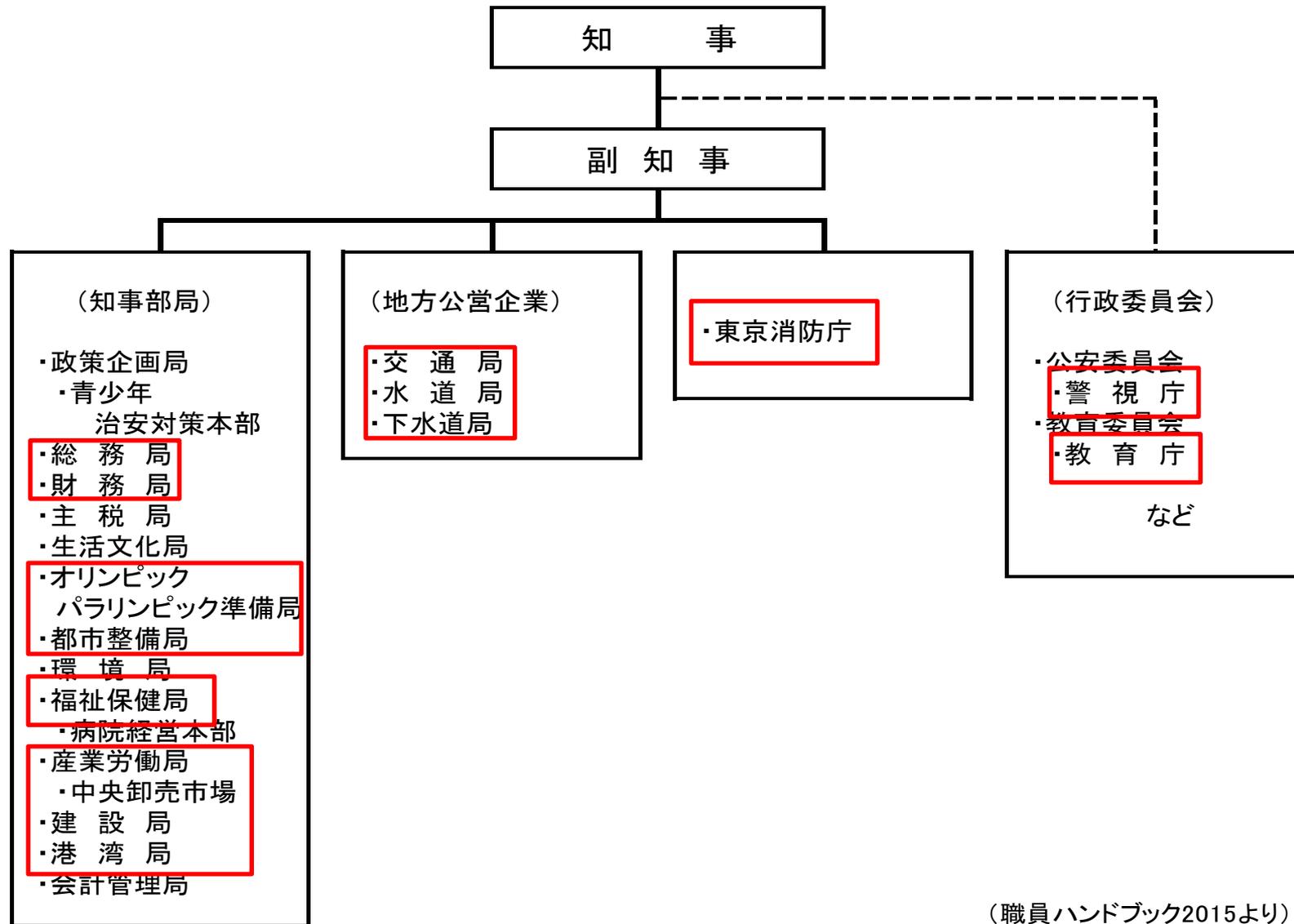
工事施行の適正化を推進



平成 8 年度 発注者支援データベース・システムを導入

平成 1 2 年度 財務局及び建設局において既に運用していた発注者支援データベース・システムを、工事請負契約を多数発注している局に導入

東京都の機構図



(職員ハンドブック2015より)

システムに関する要望等について

- 1 検索した情報がいつ時点の情報なのか知りたい
- 2 「検索」や「戻る」ボタンが目立たない
- 3 JCISログイン後、「コリンス」メニューをクリックすると、コリンス・テクリス検索システムにページが移動するが、検索できるのはコリンスだけなので、表示が紛らわしい。
- 4 各事業者の営業所専任技術者を検索することができるようにしてもらいたい。
 - ⇒ 電子入札システムにおいて「希望票兼予定監理技術者等調書」を出力した際、配置予定技術者が事業者の代表と同一人物である場合、「代表者と氏名が一致します。同一人物である場合は、営業所専任技術者でないことを確認してください。」とのメッセージが出るため。

**ユーザーの意見を反映し、
より使いやすいシステムとしていって下さい**

ご清聴、ありがとうございました。